

【保育施設利用者負担額基準額表】

国の定める保育施設運営に係る費用基準のうち、概ね50%を立川市で負担し、残りの額を保育施設利用者負担額（保育料）として保護者の方に負担していただいています。

下表は、保護者に負担していただく額を記載しています。

(単位・円)

階層 区分	世帯の住民税課税状況	0～2歳児クラス		3～5歳児クラス		
		標準時間	短時間	標準時間	短時間	
A	生活保護受給世帯および里親世帯	0	0	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 令和元年10月より 無償化 </div> ※給食費は保護者の 負担となります。		
B	住民税非課税	0	0			
C	均等割のみ課税	4,200	4,100			
D1	市民税所得割課税額	24,300円未満	5,200			5,100
D2		24,300円以上 48,600円未満	6,300			6,100
D3		48,600円以上 64,700円未満	7,300			7,100
D4		64,700円以上 80,800円未満	8,400			8,200
D5		80,800円以上 97,000円未満	10,400			10,200
D6		97,000円以上 115,000円未満	12,500			12,200
D7		115,000円以上 133,000円未満	15,600			15,300
D8		133,000円以上 151,000円未満	18,800			18,400
D9		151,000円以上 169,000円未満	21,900			21,500
D10		169,000円以上 183,700円未満	25,000			24,500
D11		183,700円以上 198,400円未満	28,100			27,600
D12		198,400円以上 213,100円未満	31,200			30,600
D13		213,100円以上 227,800円未満	34,400			33,800
D14		227,800円以上 242,500円未満	37,500			36,800
D15		242,500円以上 257,200円未満	40,600			39,900
D16		257,200円以上 271,900円未満	43,700			42,900
D17		271,900円以上 286,600円未満	46,800			46,000
D18		286,600円以上 301,000円未満	50,000			49,100
D19		301,000円以上 349,000円未満	51,600	50,700		
D20		349,000円以上 397,000円未満	52,500	51,600		
D21		397,000円以上	54,400	53,400		

○この表における年齢区分は、その年度の4月1日現在の満年齢を適用し、年度途中での年齢区分の変更は行いません。

○利用者負担額の算定基礎である均等割・所得割とは調整控除を除く税額控除の適用前の金額です。

○認可保育園の公立、私立、および地域型保育施設で金額に違いはありません。

○通常利用時間を超えて利用をする場合は、各施設の設定する延長保育料がかかります。

○子どもが2人以上いる世帯は、この表の金額から、第2子は半額、第3子以降は無償となります。

○立川市内の保育施設の給食費保護者負担は月額1,000円です。

※市外の保育施設は、施設ごとに異なります。

○以下に該当する場合は、3～5歳児クラスの給食費保護者負担額が免除となります。

①小学校就学前で数えて3人目以降の児童 ②市民税所得割額が57,700円未満の世帯

③市民税所得割額が77,101円未満のひとり親の世帯